

平成30年11月定例県議会提出議案の概要

<教育に関する事務に係る議案>

○ **議案第11号 民事訴訟事件の和解及び損害賠償額の決定について**（人権同和教育課）

県立学校で発生した生徒の転落事故に係る民事訴訟事件の和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決に付するものである。

○ **議案第20号 教育委員会委員の任命の同意について**（人事課）

教育委員会委員を任命するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。

○ **議案第27号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例**（人事課）

平成30年の人事委員会勧告等を踏まえ、県職員の給料及び勤勉手当等を改定するものである。

○ **議案第28号 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例**（教職員課）

平成30年の人事委員会勧告等を踏まえ、市町村立学校職員の給料等を改定するものである。

○ **議案第29号 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例**（人事課）

国の特別職の給与改定状況等を踏まえ、本県の特別職の期末手当の支給月数を改定するものである。